

東大阪市プレミアム付商品券取扱店募集要項

1. 趣旨

東大阪市プレミアム付商品券事業実施要綱に定める取引について、当該商品券の取扱店舗を募集します。

2. 発行する商品券

- (1) 東大阪市プレミアム付商品券（以下「商品券」という）
- (2) 発行額27.5億円（販売額22億円）
- (3) 発行部数55万冊
- (4) 販売価格 1冊4,000円（額面5,000円・プレミアム率25%）
《内訳》500円券×10枚=5,000円
※登録店全店で利用できる商品券になります。
※発行部数は購入状況等により減少する可能性があります。
※商品券には通し番号と偽造防止策を施しています。
- (5) 使用可能期間 令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）
- (6) 購入上限冊数は、1人あたり5冊まで

3. 商品券の基本的な取扱い

- (1) 商品券は、商品の販売やサービスの提供などの支払いに利用できます。
- (2) 商品券を現金化することはできません。
- (3) 商品券の額面に満たない利用であっても、つり銭を出してはいけません。不足分は現金等で受け取ってください。
- (4) 使用可能期間を過ぎたものや、裏面に他店の店名等が記入されたもの、他市が発行する商品券は受け取らないでください。なお、誤って受け取った場合も本事業分としての換金の請求対象にはなりません。
- (5) 商品券の紛失、盗難について、市はその責を負いません。

4. 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 出資や金融商品
- (2) 債務の支払い（振込代金、振込手数料、電気・ガス、水道料金等）
- (3) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (5) 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票の購入（宝くじ等）
- (6) スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63条）第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入（サッカーくじ等）

- (7) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- (8) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- (9) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い
- (11) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (12) 国や地方公共団体への支払い（税金、国民健康保険料等）
- (13) その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

5. 取扱店の応募資格

- (1) 東大阪市内に立地する店舗・事業所があるもの。
- (2) 本募集要項を遵守でき、下記のいずれにも該当しないもの。
 - ・ 4. で定める商品券が利用できない商品・サービスのみを取扱うもの。
 - ・ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っているもの。
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

6. 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが分かるよう、市が配布する「東大阪市プレミアム付商品券取扱店登録証」を利用者の目に付きやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が商品券を持参したときは、受け取る前に正規のものであるか、また、裏面に他店名の記入がないか等を確認の上、商品券額面分の商品の販売、サービス等の提供を行ってください。ただし、差額が生じる場合につき銭は支払わないでください。
- (3) 利用期限である令和2年3月31日（火）を過ぎた商品券は受け付けしないでください。
- (4) 明らかな偽造や大量の商品券の持ち込み等の不正利用の疑いがあるときは、商品券の受け取りを拒否するとともに速やかに市に申し出てください。
- (5) 取引により商品券を受け取った時は、他店での再利用を防止するため、必ず裏面の所定欄に直ちに店名等を記入（スタンプ可）してください。
- (6) 商品券の交換、譲渡、転売は行わないでください。また、使用可能期間内において使用された商品券のみ事務局への換金請求が可能です。
- (7) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に利用しないでください。
- (8) 自ら商品券を購入し、自店舗で使用したかのように偽る等の不正行為は

堅く禁じます。

- (9) 使用済み商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の負担とします。
- (10) 取扱店の登録事項に変更があった時は、速やかに届け出てください。
- (11) その他市からの指示を遵守し、必要に応じて、効果検証のためのアンケート調査等に協力してください。

7. 取扱店の登録手続き

(1) 申込み方法

登録を希望する事業者は、ウェブサイト上からの登録申請をお願いします。ウェブサイトから登録ができない場合は、募集チラシ裏面の「東大阪市プレミアム付商品券取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、FAXでお申込ください。

※スムーズな事務手続きを進めるために、できる限りウェブサイトからの登録をお願いします。また、説明会を下記のとおり開催します。

開催日	会場	昼の部	夜の部
令和元年7月9日(火)	クレアホールふせ	14時～16時	18時30分～20時30分
令和元年7月10日(水)	イコーラムホール	14時～16時	18時30分～20時30分
令和元年7月11日(木)	やまなみプラザ	—	18時30分～20時30分
令和元年7月12日(金)	やまなみプラザ	14時～16時	—

(2) 申請書の提出先

東大阪市プレミアム付商品券事務局

〒530-8341 大阪市北区芝田二丁目4番24号

(株)日本旅行TiS JR西日本本社内支店内 FAX06-6371-6512

※本市プレミアム付商品券事業室ではありません。

(3) 募集期間

ア 募集開始から令和元年8月31日(土)まで

イ 広告・宣伝

・取扱店舗一覧冊子に掲載されるのは、8月16日(金)までに登録手続きを終えた事業所になります(商品券販売時に配布)。

・8月17日以降の登録は、ウェブサイト上のみの掲載となります。

(4) 取扱店の承認

申込後、市で審査を行い、取扱店として承認した店舗に対し、「東大阪市プレミアム付商品券取扱店登録証」を交付します。なお、申込から14日以内にご登録いただいたメールアドレス等に承認又は非承認を通知します。

(5) その他

ア 登録料は不要です。

イ 市内に複数の店舗等があり、それぞれ取扱店として登録を希望する場合は、店舗ごとに申請書を提出してください。

ウ チラシ、商品券見本等の資材は後日登録住所宛に配布します。

8. 使用済み商品券の換金

(1) 換金方法

使用済み商品券の裏面に店名を記入等した上で、半券（取扱店控え）部分を切り取って、大きい方の半券（裏面に店名を記入等したもの）を専用封筒に入れて、事務局に郵送（送料は事務局が負担します）。後日、換金額を指定口座に振り込みます。

※小さい方の半券は取扱店控えになりますので、精算が終わるまで大切に保管してください。

※換金手数料や振込手数料はかかりません。

※口座振込以外の換金はいたしません。

※換金など登録店様からのお問い合わせは、下記の「東大阪市プレミアム付商品券事務局」へお願いします。

(2) 換金期間

令和元年10月1日（火）から令和2年4月15日（水）まで

※換金期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても換金できません。

(3) 換金日程

毎月15日までに投函した分は、翌月の10日（土日祝にあたる場合は翌営業日）、末日までに投函した分は、翌月の25日（土日祝にあたる場合は翌営業日）で振込むサイクルになります。

9. 取扱店の取消

取扱店が、本募集要項に違反すると認められる場合は、換金を拒否し、直ちに登録を取り消すとともに、店舗名の公表及び損害金の返還請求等を行います。また、民法709条に基づく損害賠償請求ならびに刑事訴訟法第230条に基づく告訴を行うことがあります。

<お問い合わせ先>

東大阪市プレミアム付商品券事務局

〒530-8341 大阪市北区芝田二丁目4番24号

(株) 日本旅行TiS JR西日本本社内支店内

TEL0120-203-630 FAX06-6371-6512

営業時間 10:00~17:00（土・日・祝日を除く）